



補足事項

①役員は総会にて町会員から選任する

②事業計画及び、事業の実施報告は役員会にて承認する

③班長・組長の選出及びそれぞれの役割は役員会にて定めて総会報告事項とする

④特別プロジェクトは町会員から要望・要求のあった事業を可否判断を含めて遂行する

町会組織 (Green box)

連携団体 (Blue box)